

令和4年2月28日

令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の
運用に係る特例措置について（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価を決定し公表したところです。
これに伴い、新技術者単価の特例措置を次のとおり決めました。

1 対象となる契約

令和4年3月1日以降に契約を締結する業務のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を算出しているもの。

2 業務委託料の変更

変更後の業務価格については、次の方式により算出する。

変更後の業務価格＝当初請負額／当初官積算額×新技術者単価により積算された官積算額

3 事務処理

「設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置事務処理要領」による。

・広島県の調達情報HPお知らせ（平成27年2月2日付け）

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>